

穴水町中小企業等緊急対策支援金事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大によって大きな影響を受けている町内事業者の事業継続を支えるため、事業の継続に意欲のある法人又は個人事業者に対し、事業全般に広く使える穴水町中小企業等緊急対策支援金事業支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、穴水町補助金交付規則（平成9年穴水町規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条で規定する者（以下「法人」という。）又は個人事業者であつて、本町に本社又は本店のあるもの

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により1か月当たりの収入金額が令和2年1月から令和2年12月までの間において、前年同月比で30パーセント以上50パーセント未満の減少が1か月以上認められる者

2 前項第2号において、白色申告を行っている者の場合、確定申告書に所得税青色申告決算書（農業所得用）を添付した場合又は第9条第1項の規定に基づき住民税の申告書類の控を用いる場合には、2019年の月次の事業収入が記載されないことから、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとする。

(不交付対象者)

第3条 前条の規定にかかわらず次の各号で掲げる者は、交付対象者とししない。

(1) 令和2年1月から交付申請する前月までの間で、1か月当たりの収入金額が前年同月比50パーセント以上減少している月がある者

(2) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務住宅営業を行う者

(4) 町税等の滞納がある者、若しくは担当課と納付について協議を実施し、納税等に関する計画を適正に履行していない者

(5) 宗教上の組織又は団体

(6) 政治団体

(7) 既に支援金の交付を受けた者

(8) 前各号に掲げるもののほか、支援金の趣旨に照らして適当でないと町長が判断するもの

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、令和元年の総収入金額から減収相当額（令和2年1月から令和

2年12月までの間で、1か月当たりの収入金額が前年同月比30パーセント以上50パーセント未満減少している月のうち、最も収入金額が少ない月の収入金額に12を乗じた額)を減じたものとし、その額は、法人にあっては50万円を個人事業者にあっては30万円を上限とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 支援金に係る本町の申請受付開始は、令和2年5月15日とする。

2 申請期限は、令和3年1月15日とする。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りではない。

(交付の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、穴水町中小企業等緊急対策支援金事業交付申請書(法人にあっては別記様式1号、個人事業者にあっては別記様式2号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 平成31年1月から令和元年12月までの収入金額が確認できる確定申告書の写し

(2) 令和2年1月から申請する月の前月までの収入金額を示した帳簿等

(3) その他町長が認める書類

2 正当な理由により前各号に掲げる書類を提出できない場合は、別に町長が定める書類を提出するものとする。

(交付及び不交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、その結果を穴水町中小企業等緊急対策支援金事業交付決定通知書(別記様式3号)又は穴水町中小企業等緊急対策支援金事業不交付決定通知書(別記様式4号)により申請者に通知し、交付が決定した場合は、当該交付対象者に対し、支援金を交付する。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付を決定する場合で、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(交付の取消及び返還)

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の全部又は一部を取り消し、又は既に支援金が交付されているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 交付の要件を満たさなくなったとき

(2) 虚偽その他不正の手段により支援金の交付の決定又は交付を受けたとき

(3) 法令又はこの要綱に違反したとき

(4) その他町長が不適正と認めるとき

(書類、支援金の算定式及び基本情報の特例)

第9条 法人にあっては、申請日が、その属する事業年度の直前の事業年度の確定申告の申告期限内であり、又は申告期限が延長されており、かつ当該確定申告を完了して

いない場合には、第6条の書類について、対象月の属する事業年度の2事業年度前の確定申告書類で代替することができる。また、その他相当の事由により提出できないものと町長が認めるときは、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した申告予定の月次の事業収入額を証明できる書類であって、税理士による押印及び署名がなされたもので代替することができる。

2 個人事業者にあつては、2019年分の確定申告の義務がない、その他相当の事由により提出できない場合には、第6条の書類について、2019年分の住民税の申告書類の控で代替することができる。また、「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」(令和2年4月6日国税庁)に基づき、2019年分の確定申告が完了していない場合は、住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合又はその他相当の事由により提出できない場合は、2018年分の確定申告書等の控又は2018年分の住民税の申告書類の控で代替することができる。

3 第4条に規定する支援金について、次の各号に該当する申請者は、代替措置として、別表に定める書類等を提出することで、別表の算定式及び基本情報を用いて支援金の算定を行うことができるものとする。ただし、この場合においても支援金の額は法人にあつては50万円を個人事業者にあつては30万円を上限とする。

(1) 2019年1月から12月の間に設立した法人である場合

(2) 2019年1月から12月までの間に開業した個人事業者である場合

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年5月15日から施行する。

2 この要綱は、令和3年1月15日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された支援金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行し、令和2年5月15日から適用する。

別表

項	書類等の特例	算定式及び基本情報の特例
<p>【法人】 2019年1月から12月までの間に設立した法人である場合</p>	<p>2019年1月から12月までの間に法人を設立した場合であって、対象月の月間事業収入が、2019年の月平均の事業収入に比べて30%以上50%未満減少している場合、次の書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>一 第6条で定める書類 二 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が2019年1月1日から12月31日までの間であること。）</p>	<p>$A \div M \times 12 - B \times 12$</p> <p>A：2019年の年間事業収入 M：2019年の設立後月数（開業した月は、操業日数に関わらず、1か月とみなす。） B：対象月の事業収入</p>
<p>【個人事業者】 2019年1月から12月までの間に開業した場合</p>	<p>2019年1月から12月までの間に開業した場合であって、対象月の月間事業収入が、2019年の月平均の事業収入に比べて30%以上50%未満減少している場合、次の書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>一 第6条で定める書類 二 次に掲げるいずれかの書類 イ 開業・廃業等届出書（所得税法第229条）（開業日が2019年12月31日以前で、当該届出書の提出日が2020年4月1日以前であり、税務署受付印が押印されていること。） ロ 個人事業の開業・廃業届（石川県税条例第66条）</p>	<p>$A \div M \times 12 - B \times 12$</p> <p>A：2019年の年間事業収入 M：2019年の開業後月数（開業した月は、操業日数に関わらず、1か月とみなす。） B：対象月の事業収入</p>

	<p>(事業開始の年月日が2019年12月31日以前で、当該申告書の提出日が2020年4月1日以前であり、受付印等が押印されていること。)</p>	
--	---	--